

第153回
船橋市都市計画審議会
議事録

期日 令和7年1月4日（火）
場所 本庁舎9階 第1会議室

目 次

議事日程	1
議題一覧	2
審議結果	2
委員の出席状況	3
傍聴者数	4
市出席者一覧	4
1. 開 会	6
2. 定足数の報告及び会議の公開の説明	6
3. 配付資料の確認	7
4. 議事録署名人の指名	8
5. 議題	8
副会長の選出	8
議案第 1 号	10
議案第 2 号	13
報告 1	22
6. 閉 会	43

第153回船橋市都市計画審議会 議事日程

令和7年11月4日（火）
午後2時～午後4時02分

1 開 会

2 定足数の報告及び会議の公開の説明

3 配付資料の確認

4 議事録署名人の指名

5 議題

副会長の選出

議案第1号 船橋都市計画公園の変更（船橋市決定）（付議）

議案第2号 船橋都市計画生産緑地地区の変更（船橋市決定）（付議）

報告1 広域都市計画マスタープラン等について（報告）

6 閉 会

< 議題一覧 >

議案第1号 船橋都市計画公園の変更（船橋市決定）（付議）

議案第2号 船橋都市計画生産緑地地区の変更（船橋市決定）（付議）

報告1 広域都市計画マスタープラン等について（報告）

< 審議結果 >

議案第1号 船橋都市計画公園の変更について、
原案のとおり了承された。

議案第2号 船橋都市計画生産緑地地区の変更について、
原案のとおり了承された。

報告1 広域都市計画マスタープラン等について、
報告があった。

〈委員の出席状況〉

	氏名	職業・役職等		出欠
一市 号 会 委 員 員	池沢 みちよ	市民民主連合		出席
	○齊藤 和夫	飛翔		出席
	島田 たいぞう	清風会		出席
	鈴木 心一	公明党		出席
	松崎 さち	日本共産党		出席
二学 号 会 委 員 員	宇於崎 勝也	都市計画	日本大学理工学部建築学科教授	出席
	駒崎 宏一	建築	(一般財団法人)千葉県建築士会船橋支部 常任幹事	出席
	佐藤 徹治	土木	千葉工業大学創造工学部都市環境工学科教授	出席
	篠田 好造	経済	船橋商工会議所会頭	欠席
	高橋 弘明	都市経営	(一般社団法人)千葉県宅地建物取引業協会 船橋支部支部長	出席
	寺島 伸一	まちづくり	(公益財団法人)区画整理促進機構企画部長	出席
	柳野 良明	公園	(公益財団法人)都市緑化機構専務理事	出席
	橋本 美芽	福祉	東京都立大学人間健康科学研究科准教授	欠席
	○藤井 敬宏	交通	日本大学理工学部交通システム工学科教授	出席
三号 委員 員	岡庭 一美	船橋市農業委員会会長		出席
	古橋 保孝	千葉県葛南土木事務所長		出席
四本 号 市 の 委 員 民	田中 和子	船橋市全婦人団体連絡会会長		出席
	早川 淑男	船橋市自治会連合協議会会長		出席
	石井 孝宏	公募委員		欠席
	佐藤 真弘	公募委員		出席

○会長 ○副会長 出席委員： 17名 欠席委員： 3名

※役職等については委嘱時点のものです

〈傍聴者数〉

議案第1号	1名
議案第2号	1名
報告1	1名

〈市出席者一覧〉

<建設局>

平塚 建設局長

<都市計画部>

杉原 都市計画部長

(議案第1号)

<公園緑地課>

高橋 都市整備部長

芝原 公園緑地課長

関谷 公園緑地課長補佐

本間 公園緑地課主査

三橋 公園緑地課副主査

(議案第2号)

<都市計画課>

奥村 都市計画課長

鈴木 都市計画課長補佐

宇都宮 都市計画課主査

横倉 都市計画課副主査

佐京 都市計画課主任主事

(報告1)

<都市計画課>

奥村 都市計画課長

鈴木 都市計画課長補佐

北野 都市計画課係長

笈川 都市計画課主任技師

中村 都市計画課主事

< 事務局（都市計画部都市政策課）>

中 村 都市政策課長

田 村 都市政策課長補佐

富 田 都市政策課長補佐

石 原 都市政策課主査

池 浦 都市政策課主事

1. 開　　会

○事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻より少し早いですけれども、委員の皆様、今日出席予定の方は皆様おそろいでございますので、ただいまより、第153回船橋市都市計画審議会を開催いたします。

2. 定足数の報告及び会議の公開の説明

○事務局

まず、本日の議題に入る前に、本審議会の定足数についてご報告いたします。本日は、○○委員、○○委員、○○委員から、都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。本日は、委員20名中17名の方がご出席でございますので、船橋市都市計画審議会条例第5条第2項に規定いたします定足数に達していることをご報告いたします。

また、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則公開とされていますことから、本日の審議会について傍聴人の受付をしましたところ、議案第1号、第2号、報告事項について、1名の傍聴者がいることをご報告いたします。

続きまして、令和7年7月以降に一部の委員の方に交代がございましたので、課長の○○より新しい委員の皆様をご紹介させていただきます。

○事務局

都市政策課長の○○でございます。

それでは、私のほうから、新たに委員となられました方をご紹介させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

市議会議員の役職交代に伴いまして、7月4日付で第一号委員5名が交代されました。五十音順にご紹介いたします。

初めに、○○委員でございます。

○委員

よろしくお願ひいたします。

○事務局

続きまして、○○委員でございます。

○委員

よろしくお願ひいたします。

○事務局

続きまして、○○委員でございます。

○委員

よろしくお願ひいたします。

○事務局

続きまして、○○委員でございます。

○委員

よろしくお願ひいたします。

○事務局

続きまして、○○委員でございます。

○委員

よろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございました。新任委員のご紹介は以上でございます。

3. 配付資料の確認

○事務局

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

本日お席にお配りしてある資料は、次第、委員名簿、席次表、それと、冊子状の「船橋の都市計画2025」の4点でございます。また、事前に送付しました報告1のパワーポイント資料の21ページに差し替えがございまして、その差し替えの用紙を1枚お手元に置かせていただいております。ご確認をお願いいたします。

次に、事前にお送りしました資料につきましては、黄色い表紙の付議書とその資料のセットが2セット、白い表紙の報告書が1セットでございます。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

続いて、マイクの使用についてご案内いたします。ご発言の際は、挙手の上、机上のマイクに水色のトークボタンがございますので、そのボタンを押してからご発言をお願いいたします。また、終わりましたら、ボタンを再度押していただきますようお願ひいたします。

会議の都合上、議題と議題の間に5分程度、説明者の入替えの時間をいただきます。

それでは、これより、船橋市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、○○会長に議長になっていただき、議事を進めていただきます。会長、よろしくお願ひいたします。

○議長

会長職を務めております○○です。どうぞよろしくお願ひいたします。

お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、副会長の選出並びに付議2件、報告1件でございます。皆様方と密度の濃い意見交換をしながら審議を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

4. 議事録署名人の指名

○議長

まず、審議に入ります前でございますが、本日の議事録署名人の方を私の方から指名させていただきます。本日は、○○委員並びに○○委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(両委員、了承)

5. 議題

＜副会長の選出＞

○議長

それでは、まず副会長の選出から進めてまいりたいと思います。

先ほどご紹介がございましたように、一号委員の皆様方で交代がございました。副会長欠員というのが現状でございます。

選出に当たりまして、副会長の選出方法につきましてお諮りしたいと思います。従来、一号委員の方から選出いただいております。今回も一号委員の中から選出という形にさせていただければと思いますが、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ありがとうございます。それでは、一号委員の皆様方から選出という形を取らせていただきます。

どなたを選出するかということでございますが、こちらも従来から簡便な方法ということで指名推選という形を取らせていただいておりますが、いかがでございましょう。今回もよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、一号委員の中からどなたか指名推選をお願いできればと思います。

○委員

会長。

○議長

お願いいいたします。

○委員

○○委員がよろしいかと思います。

○議長

ありがとうございます。

そのほか、推選はよろしくございますか。

それでは、お諮りしたいと思います。○○委員を副会長に選出することで異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ありがとうございます。ご異議がございませんので、○○委員、副会長をぜひよろしくお願いいいたします。

それでは、副会長席のほうにお移りいただければと思います。お移りいただいた後、一言ご挨拶いただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。

(○○委員、副会長席に移動)

○委員

市議会の○○と申します。私はこの審議会の委員を務めるのは初めてなのですが、会長の補佐をしっかりできるよう頑張ってまいりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長

どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、先ほど事務局よりご説明がございました議案に移りますが、傍聴人の方が1名いらっしゃるということでございますので、入場いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(傍聴人入室)

○議長

傍聴人の方、ご苦労さまでございます。お手元の傍聴券に書かれております注意事項に従って傍聴いただくようお願ひいたします。写真撮影並びに録音もご遠慮ください。

< 議案第1号 >

○議長

それでは、議案審議に移らせていただきます。

議案第1号「船橋都市計画公園の変更」について、担当から説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○公園緑地課長

公園緑地課の〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号「船橋都市計画公園の変更」についてご説明申し上げます。

今回、都市計画公園2・2・92号 高野台公園の変更に伴い、この公園の区域、面積についてご審議いただきますようお願ひいたします。

審議に当たり、令和7年9月24日から10月8日までの期間において、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定による縦覧を行いました。縦覧者は0名で、意見書の提出はございませんでした。なお、参考でございますが、ホームページで縦覧のお知らせ及び縦覧図書の写しを公開しておりましたが、閲覧件数は57件ございました。

それでは、高野台公園の概要についてご説明させていただきます。

位置は高野台4丁目の一部の区域、面積は約0.5ヘクタールとなります。区域につきましては、別添の計画図を付議書に添付させていただいておりますので、スライドと併せてそちらでご確認をお願いいたします。

当該公園は、昭和59年に変更前区域について都市計画決定を行いました。その後、今回拡張予定の区域について、平成6年から土地所有者様より無償にて借り受け、都市公園として開設しておりました。今般、借地の所有者様がお亡くなりになり、相続人より用地を買い取ってほしいとの要望を受けました。当該地周辺は、一部小規模な住宅開発区域内に街区公園は整備されておりますが、地域全体としては公園や緑地が不足している地域であるため、公園の恒久性の確保のため、本市で取得することといたしました。

対象地は、京成電鉄松戸線二和向台駅から北東に約1.6キロメートルの住宅地に位置しております。当該住宅地は、鎌ヶ谷市及び白井市に隣接しており、南側には二重川が流れております。

この周辺における都市公園の立地状況といたしましては、当該地の250メートル以内には八木が谷北公園や高野台3丁目市民の森緑地がありますが、地域全体としては公園や緑地が不足しているところでございます。

既に決定している区域は、南側が市道に接しております。変更後は、既に決定した区域より西側と北側に区域が広がることになります。なお、変更する区域は既に借地にて公園として活用しているため、今回改めて公園改修などの整備を行う予定はございません。

現況の写真でございますが、公園を南側から撮影した写真になります。南側は主に既に決定区域で、遊具や砂場など、子供たちの遊び場として利用されております。

次に、公園を北西側から撮影した写真になります。今回拡張する区域となりますが、樹林が広がっており、散策の場や緑に触れられる憩いの場として親しまれているところでございます。

公園を西側から撮影した区域です。既に決定している区域と拡張する区域の境目付近となります。

以上で、議案第1号「船橋都市計画公園の変更」についての説明を終わりにします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見等がございましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○委員

ただいまご説明いただきましたけれども、この計画変更については、こういった市街地の中でオープンスペースを増やすということでございますので、基本的には賛成したいと思います。

そういう中で、2点ほど確認をさせていただければと思います。

1点目は、こここの近隣に八木が谷北公園というのがあるのでしょうか。そことの役割分担はどのように考えているのかということが1点です。

それから、もう1点は、今回公園区域を拡張しますけれども、現況は樹林であるようです。公園としての施設整備、どのような公園にするかということについて、この区域変更とは直接は関係ないですけれども、どのようなイメージを持っているのか教えていただければと思います。

2点、お願いします。

○議長

公園としての位置づけも含めてということでお願いいたします。

○公園緑地課長

公園緑地課でございます。ありがとうございます。

北側に八木が谷北公園がございますが、種別で言いますと、こちらも今回と同じ街区公園になります。近隣ではございますが、隣接している家屋等が大分離れておりますので、周辺の方々の憩いの場ですとかコミュニティーの場としてそれぞれの役割を担っていると考えてございます。

また、施設整備につきましては、南側については、既に子供たちが遊ぶ遊具広場や、先ほど中段の部分が映りましたが、そこは現状はグラウンドゴルフですとか、地域の高齢者の方に利用していただいている区域になります。

今回変更させていただきます一番北側になりますが、こちらは写真が切れておりますが、主に落葉樹がありまして、高木が並んでおり、樹林地になっておりますので、ここについては良好な樹林地としてこのまま保全をしていきたいと考えているところでございます。

○議長

いかがでございましょう。

○委員

やはり特に気になるのは防災的な観点でございまして、防災公園としての性格をこの公園に担ってもらうようにするのか、あるいは、先ほどの八木が谷北公園が防災機能を担っていくのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長

事務局、いかがでございましょうか。

○公園緑地課長

公園緑地課でございます。

防災機能として、防災に特化した施設を整備しているわけではありません。ただ、先ほどお話ししたとおり、中段に広場的なものがあったり、八木が谷北公園につきましても広場の部分がありますので、災害時に一時的に初期の段階で避難していただけるような場所としてこの公園を活用していただけるものと考えているところでございます。

○議長

よろしゅうございますか。

そのほか、いかがでございましょう。

船橋市でこういう形で公園が拡大し、前回等の会議では、生産緑地の買取りがきちんと出来上がってくると。そういう面では、船橋にとって非常にいい事例が積み重なってきたというところでございます。

特にご意見がないようでございますので、お認めいただく形でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ありがとうございます。それでは、原案のとおり決しさせていただきます。

これから説明者が代わりますので、少々お待ちいただければと思います。

< 議案第2号 >

○議長

それでは、準備ができたようでございますので、議案第2号のほうに移らせていただきます。「船橋都市計画生産緑地地区の変更について」、ご説明をお願いいたします。

○都市計画課長

船橋市都市計画課より、議案第2号「船橋都市計画生産緑地地区の変更（船橋市決定）（付議）について」、ご説明いたします。なお、事前に説明資料を送付させていただいているので、本日は要点を絞って説明させていただきます。

まず、議案の説明に入る前に、生産緑地制度について簡単にご説明いたします。

生産緑地地区とは、市街化区域内に位置し、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地として適している農地等を都市計画に定めるものであります。生産緑地制度とは、このような生産緑地を計画的に保全するものです。

生産緑地地区指定による効果として、農地等としての土地利用が都市計画上明確に位置づけられ、都市における農地等の適正な保全を図ることができることが挙げられます。この指定に伴い、農家の方は、生産緑地法により、土地利用上、農業に關係すること以外の行為が原則行えなくなります。

このような生産緑地制度により、都市における農地等の適正な保全を図ることが可能となり、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることが可能となります。

2ページをご覧ください。生産緑地地区の指定には、生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準に適合していることが条件となり、主に以下の点が挙げられます。

①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があるもの。②公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの。③一団のものの区域として300平方メートル以上あること。④農地等であり、農業の継続が可能なこと。⑤地方公共団体等が所管する事業との不整合がないもの、などとなります。

次に、3ページをご覧ください。

買取り申出は、主たる従事者が農業等に従事できなくなった場合に、市長に対して行うことができます。

買取り申出ができる事由は以下の3つであり、いずれも生産緑地法第10条に規定されています。

①指定されてから30年が経過したとき。ただし、特定生産緑地と旧法の指定である小室地区は、指定されてから10年経過したとき。②主たる従事者が死亡したとき。③主たる従事者に病気やけがなど農業等に従事することを不可能にさせる故障が生じたとき。

3つのうちのいずれかの事由に該当し、市に買取り申出があった場合、初めに、市内部及び県等に買取りの照会を行います。照会の結果、買取り手がいなかった場合、続いて、農業従事者に対して農業委員会を通じてあっせんを行います。あっせんでも買取り手が出ず、買取り申出から3か月以内に相続を除く所有権の移転が行われなかつた場合には、生産緑地地区内の行為の制限が解除されます。行為の制限の解除とは、所有者が農地等として保全する義務がなくなることです。具体的には、農地転用が可能となり、住宅の建築等ができることになります。

ここまでが生産緑地法の範疇です。これにより、都市計画上、農地保全の位置づけがなくなりますので、都市計画法上の廃止の手続を進めることになります。

続きまして、4ページをご覧ください。付議書は2ページとなります。

今回の変更理由です。追加の理由に関しましては、生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準に適合するため、廃止の理由に関しましては、行為の制限が解除されたこと及び公共施設等（道路）になったため、土地区画整理事業における仮換地指定による理由に関しましては、仮換地指定により、生産緑地地区の位置、区域及び面積の変更があったためです。

5ページのスライドから7ページのスライドまでは、付議書の1ページを掲載したものになります。今回の変更後の残地面積、変更の理由、変更面積の増減、廃止の理由を生産緑地地区の地区ごとに記載しております。

7ページをご覧ください。追加、廃止及び仮換地指定ごとの面積の増減が示されていますが、詳しくは後ほどご説明いたします。

8ページをご覧ください。ここからは、代表的な追加指定や廃止について抜粋してご説明いたします。付議書では13ページになります。計画図番号では5となります。

まず、163号、前貝塚町第27生産緑地地区の一部追加です。今回指定する箇所は、

図の赤く示された区域になります。現況写真は南西側から撮影したもので、区域内では、ネギ、サトイモ、サツマイモなどの野菜を育てております。生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準に適合するため、今回、新規での追加として、約0.1ヘクタールの追加指定を行いたいと考えております。

続いて、9ページをご覧ください。付議書では17ページ、計画図番号では9となります。

278号、東中山第8生産緑地地区の一部廃止についてご説明いたします。

図のAの部分に関しましては、生産緑地地区の主たる従事者の故障により市に買取りの申出がなされ、行為の制限の解除となりました。また、図のBの部分に関しましては、公共施設等の道路となりました。生産緑地地区全体で約0.05ヘクタールを廃止いたします。

10ページをご覧ください。付議書では20ページ、計画図番号では12となります。

646号、飯山満町第26生産緑地地区の変更についてご説明いたします。

今回変更する箇所は、図に示された区域となります。当区域は、土地区画整理事業における仮換地指定により、生産緑地地区の位置、区域及び面積の変更がありました。土地区画整理事業により住宅地等としての増進が図られる変更後の土地で引き続き農業を続ける意向があるか土地所有者に確認したところ、今後生産緑地として農業を継続する意思がないことを確認しました。そこで、生産緑地地区全部の約0.15ヘクタールを廃止いたします。

総括になります。11ページをご覧ください。付議書では4ページとなります。

追加の内訳については、新規追加がなし、一部追加が1地区、約0.1ヘクタールの増加となり、追加全体の合計は、1地区、約0.1ヘクタールの増加となります。

続いて、12ページです。廃止の内訳については、全部廃止が6地区、約0.82ヘクタール、一部廃止が11地区、約1.69ヘクタールとなります。廃止全体の合計は、17地区、約2.51ヘクタールの減少となります。

付議書の9ページをご覧ください。9ページ以降の計画図にございます黒色の円は、生産緑地から半径250メートルの範囲を示しております。これは、公園緑地課において、当該エリアで公園等が充足しているかの指標としている範囲を表しております。

公園緑地課に確認したところ、生産緑地から半径250メートルの範囲内に公園等がないが、不整形であること、接道が1か所のみであり、防災・安全上の課題が懸念されるなどなどを理由として買取りを行わなかつたとのことでした。

なお、付議書22ページ、計画図14の570田喜野井第4生産緑地地区につきましては、市の公園緑地課が買取りの希望を行い、現在、公園緑地課と土地所有者にて契約等に係る手続を進めているところでございます。

続いて、13ページをご覧ください。区画整理事業における仮換地指定については、2地区、約0.23ヘクタールの減少となります。

14ページは、これらの内容を反映した結果となります。付議書では3ページとなります。

変更前463地区から、変更後455地区になり、8地区的減少、変更前約160.61ヘクタールから、変更後約157.97ヘクタールになり、約2.64ヘクタールの減少となります。

以上が、船橋都市計画生産緑地地区の変更の説明です。

なお、船橋都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧を令和7年10月1日から10月15日まで行った結果、縦覧者が1名、意見書提出者は0名だったことをご報告いたします。

以上、ご審議のほど、お願ひいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

それでは、質疑のほうに移らせていただきます。ご質問、ご意見等がございましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○○委員、どうぞ。

○委員

ご説明ありがとうございます。

田喜野井のほうは、公園として買取り申出されたということでよかったですけれども、私は西船のほうに住んでおりまして、東中山駅周辺の住民の方々からは、公園の増設とともに、スーパーがないということですね。非常に不便だという声が大変多数聞かれております。時々住民の方から話しかけられて、そういうことを求められたりもします。やはりこれだけどんどんどんどん生産緑地が失われていくのは非常にもったいないなと思わざるを得ないんですけども、今回は、東中山周辺のことについては、何かしら議論などはなかったのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長

事務局、いかがでございましょうか。

○都市計画課長

今回、例えば東中山第8、278という生産緑地については、面積が少し狭くて公園用地には適さない、また、接道条件が悪く、管理用車両の通行に支障が出るなど、公園用地としては適さないという判断を担当課のほうでしたと聞いております。

○委員

ご説明ありがとうございます。公園用地には適さないということだったのですけれども、

まだまだこの周辺は生産緑地が残っていますので、ぜひ目配りしていただきたいと思います。

関係部署でこういった生産緑地を買い取って市で活用していくことについて話し合うような場所というのは設けられているのでしょうか。伺います。

○議長

お願いします。

○都市計画課長

年度当初に、公園緑地課に限らず、公共施設を担当している課には毎年通知文等を送らせていただいて、そういう検討をしていただくお願いをしているところであります。

○委員

意見だけ。

○議長

どうぞ。

○委員

通知文を送られているということですけれども、やはり文書のやり取りだけではなくて、お忙しいと思いますけれども、一堂に会して話し合うような場をぜひ設けていただきたいとご要望いたします。

○議長

よろしくうございますか。

船橋の生産緑地で、先ほどもちょっと触れましたけれども、買取り申出が出て、市の利用が促進できたのは、これは船橋始まって以来の快挙だったんですね。それだけではなくて、私は5つの都市計画審議会に関わっていますが、生産緑地がこういう形で市に買い取られて運用されているのは船橋しかありません。

その中で、事情を少し伺ってみると、事務局の職員の方たちが、事前に、特に生産緑地を継続するかどうか、30年たった後以降も含めてですが、どういう活用をするかといったところを、日参まではいきませんが、それこそ足を運んで、どういう状況になっているかといったところでつながってきていると。特に足を運んだことによって、亡くなった方のご遺族から、「そういえば、生前こういったことがあったね」ということで、買取り申出につながったと、そういうお話を伺っています。そういう面では、非常に丁寧な取組をしていただいている。

それをさらにもう少し他部署も含めてやってみると、他の利用の仕方にも広がるのではないかといったところでございますので、ぜひ事務局としては、今までやってきたことが成果につながっていますから、さらにプラスを目指すといったところで取り組んでいただければありがたいなと思います。どうもありがとうございました。

それでは、そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

○委員

1点質問ですけれども、今回廃止される生産緑地地区の中で、特定生産緑地になっていたところはいくつありますでしょうか。

○都市計画課長

今回、該当する地区が20ありますが、そのうちの9地区が特定生産緑地でありました。

○議長

よろしくございますか。

○委員

先ほど会長さんからも話がありましたけれども、船橋市の中で生産緑地地区は非常に多くありますが、やはりまちづくりにできるだけ活用するというのが基本だと思います。そういう意味で、都市公園にする、買い取るという話も出てきているというのは、非常によいことだと思います。

一方で、別の見方として、生産緑地を例えば市民農園の形で残すとか、あるいは、賃貸借、ほかの人に農業をやってもらうとか、そういう農業政策を担当している部局との連携というのも大事だと思います。できるだけ生産緑地地区の農地が継続できるような努力といいましょうか、そういうことも併せて行っていただけると良いのではないかなと思います。これは要望でございます。

○議長

要望でございますね。

事務局、よろしくございますか。それでは、お願いします。

○都市計画課主査

都市計画課です。

市民農園が市内に何か所あるか、農業部局のほうに問合せをしました。今、市が運営に関わっているふるさと農園は市内に8か所存在し、そのうちの2か所が生産緑地に指定されています。また、市と協定を結んでいる民間の市民農園は市内に6か所あり、そのうち

の3か所が生産緑地に指定されています。10月1日現在です。

○議長

ありがとうございます。よろしゅうございますか。

そのほか、いかがでございましょうか。お手が挙がりました。○○委員、どうぞ。

○委員

今、示されているスライドですが、こここの道路になったところは周辺の道路と大分幅員等が異なっているように見えるのですが、具体的にどういう道路かというのを教えていただきたいです。

それと、こここの道路になったところが、スライドの12ページでは「行為制限解除（公共施設等含む）」と書いてあって、これは分かりやすいのですが、付議書の4ページになると、表現の問題ですが、「行為の制限解除によるもの（一部公共施設等の敷地の用に供されたもの）」と書いてあって、「または」という意味なのか、「かつ」という意味なのか、これだけ見るとどちらにも取られてしまうのではないかということが懸念されます。これで大丈夫ということであればいいのですが、いかがでしょうか。

○議長

事務局、いかがでございますか。

○都市計画課長

最初に、道路のところになります。ちょっと分かりづらいのですが、（スライド参照）西側にこういう形で道路が計画され、この角のところが生産緑地にかかりましたので、ここを一部道路にしました。実際の道路は西側へつながる道路で、生産緑地のところは、この場所となっております。

○委員

ありがとうございます。

○議長

もう1点は付議書の記載事項に関してですが。

○委員

付議書の記載事項のほうも、「公共施設等の敷地の用に供されたものを含む」にすればいいと思うのですが。これだと、「行為の制限解除によるもの、かつ、一部」と見えてしまう。そういうふうに誤解されることもあり得るかなと。

○都市計画課長

その可能性もあるかとは思います。どちらにも取られてしまうということですが、縦覧を終えているので、次回、同じような案件がありましたら、分かりやすいように、今おっしゃられたような形で修正したいと思っております。

○議長

事務局からの提案もあって、「うん?」という感じもしないわけでもないのですが、含んで考えてほしいといったところでございます。○○委員が縦に首を振られていますので、現段階ではよろしいと。分かりやすい記載というのは当然必要になってまいりますので、その旨、次回以降対応していただければと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○委員

この変更の表を見てみると、廃止の理由が死亡であったり故障であったり、恐らくこれを担ってきた方々が高齢になってということだと思います。この先は生産緑地がどんどんどんどん減っていくのだろうなというイメージを持っています。私たちの家の周りでもどんどん宅地化が進んでいるわけですし、もちろん公園等にするのはとてもいいことだと思いますけれども、市としては、大き過ぎるのかもしれませんけれども、この展望をどんなふうに、これを維持していこうかとか、何か手当てはないだろうかということを考えているのか、お聞きできれば教えていただきたいと思います。

○議長

事務局、こちらはいかがでございますか。

○都市計画課主査

都市計画課です。

生産緑地の買取り申出に関しては、所有者の権利によるものですので、買取り申出をさせないということはもちろんできません。ですけれども、生産緑地は都市にあるべきものという形で位置づけられていますので、できるだけ生産緑地を継続できるように、条例によって 500 平方メートルの法律の面積要件を 300 平方メートルに設定したり、そういったところでできるだけ減少のスピードを抑えるように市としても努力しているところであります。

○議長

よろしくお詫びしますか。

○委員

先ほども、その土地を生産緑地のままで、例えば農地として貸す形がありましたよね。何とか農園という小さい農園にして、市民の皆さんに提供するということも含めてですが、そういう展望は考えてございますか。

○議長

事務局、答えられますか。

○都市計画課長

農地の貸し借りという点では、農業委員会で、借り手と貸し手のマッチングを行っております。また、農業委員会に売買ですが、あっせん等を行っております。そういうものを利用して、生産緑地の買取り申出が出たときでは、ちょっと遅いということはありますけれども、少しでも防げたらと考えているところであります。

○議長

そのほか、いかがでございましょう。はい、どうぞ。

○委員

ただいま生産緑地そのものを残せないかと。やはり根底にあるのは後継者不足なんですね。お父さんが亡くなっても、後継者がいらっしゃる方は、生産緑地を受け継いでそのまま残っていきます。後継者不足で跡取りがいないから、これを売りに出そうとか、そういう形になってしまいます。農業をアピールする農水産祭も8日、9日にありますけれども、そういうイベントを通じて、農業の大事さ、そういうものを皆さんにアピールしていく。また、農業って面白いねと思える後継者を増やすことが、生産緑地をなるべく多く残す方法かなと考えております。

私たち農業委員会の中でも、「あっせんの希望のある方は」という通知が回ってきます。ただし、その金額が、市街化区域なので、とてもじゃないけれども農地として買うには。もし農地が欲しいのであれば、申し訳ないけれども、市街化調整区域で農地を求めてやつたほうが割りが合う。市街化のところを買って農地をやるというのは、金額的になかなか難しい。

ともかく、今は農業振興を活発に行っていただいて、後継者を増やすことが一番の得策かなと考えております。農業委員会としてはそういう気持ちで行動しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

そのほか、ご質問等はよろしゅうございますか。

それでは、ご意見等がございませんので、お諮りしたいと思います。事務局提案に対しまして、原案どおりお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ありがとうございます。原案のとおり決しさせていただきます。

それでは、次の議題に入るまでということで、事務局、10分でよろしゅうございますか。ちょっと休憩を取らせていただくということですが。50分ぐらいからにしますか。そのまま行ってしまいますか。

○事務局

入替えがあるようですので、50分に再開で。

○議長

それでは、50分までトイレ休憩等にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(休憩)

< 報告1 >

○議長

それでは、再開させていただきます。

報告事項1でございます。「広域都市計画マスタープラン等について」ということで、事務局よりご報告をお願いいたします。

○都市計画課長

報告1の「広域都市計画マスタープラン等について」、ご説明いたします。

本件については、既に、第151回及び第152回都市計画審議会にて、「船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更等について」という名称で一部内容をご説明させていただいたものとなります。前回の都市計画審議会においては、都市計画区域ごとに目標や方針を定める区域パートについて原案を説明し、千葉県が広域的な視点から目標等を定める広域パートについては、作成中である旨を報告いたしました。このたび、千葉県より広域パートの原案が示されましたので、本日はこの原案の内容を中心にご説明いたします。

なお、後ほど説明いたしますが、広域パートと区域パートを合わせたものを「広域都市計画マスタープラン」として今後各種手続を行う予定でございますので、今回の報告では「広域都市計画マスタープラン」という名称をタイトルに用いております。

1ページをご覧ください。本日は、「1 都市計画の定期見直し」「2 広域都市計画マスタープラン」「3 東葛・湾岸広域都市計画マスタープラン（広域パート）」「4 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域パート）」「5 今後のスケジュール」についてご説明いたします。1から3については、先ほどご説明いたしました千葉県が作成した原案とその考え方について、今回新たに説明する項目となります。4については、過去2回の都市計画審議会にて既に説明している項目となります。

なお、右上に「前回（第152回）報告資料と同じ」と記載のあるページは前回報告と同じ内容となりますので、概略のみ説明させていただきます。

2ページをご覧ください。千葉県が現在進めている都市計画の定期見直しについてご説明いたします。

都市計画は、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、おおむね5年ごとに実施される都市計画基礎調査等の結果に基づき、定期的な見直しを実施しています。千葉県においては、令和3年に行った都市計画基礎調査等から、人口減少や少子高齢化、自然災害の頻発化・激甚化や広域的な社会インフラの充実など、大きく変化している社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画区域マスタープランをはじめとした都市計画の見直しを進めています。

3ページをご覧ください。全県的な見直しに当たり、見直しの基本的な考え方を示す都市計画見直しの基本方針が令和6年3月に千葉県より策定、公表されております。

1つ目は、県民の生活圏、経済活動の拡大への対応や、広域幹線道路、公共交通などの社会インフラの効果的な活用を目指し、広域的な視点に立ったマスタープランにより、合理的な土地利用の規制・誘導を図っていくこと。2つ目は、人口減少にも対応できる持続可能な都市経営・環境負荷の低減を目指し、公共交通等と連携したコンパクトで効率的な都市構造への転換を図っていくこと。3つ目は、成田空港の機能強化や、広域幹線道路の整備進展等による社会インフラの整備効果を最大限活用し、多様な産業の受け皿の創出による地域振興を図っていくこと。4つ目は、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、災害に強い安全な都市づくりを進めていくこと。5つ目は、森林や農地、公園等の自然環境は、防災・減災、カーボンニュートラルの実現、良好な生活環境の形成など、多面的な機能を有していることから、その整備と保全、活用を図っていくこと。

こういった考え方に基づいて、都市計画の見直しを進めております。

4ページをご覧ください。都市計画見直しの内容についてご説明いたします。

今回の都市計画見直しは、令和3年の都市計画基礎調査等の結果に基づき行うものですが、都市計画区域マスタープランをはじめとする都市計画見直しは、おおむね20年後を展望しつつ、おおむね10年後の将来予測を行った上で定めることとされていますので、

目標年次を10年後の令和17年としており、千葉県全域を対象に行っております。

また、具体的な見直しの内容について、大きく3つございます。1つ目は都市計画区域マスタープランの見直し、2つ目は都市計画区域や区域区分の見直し、3つ目は都市再開発の方針の見直しになります。

この中で、1つ目の都市計画区域マスタープランの見直しについては、今回、新たな取組としてマスタープランを広域化し、「広域都市計画マスタープラン」として策定することとしておりますので、その概要等について、次ページ以降で説明いたします。

なお、2つ目の区域区分の見直しについては、前々回の第151回都市計画審議会でご報告したとおり、船橋市においては、区域区分の区域については変更いたしません。また、3つ目の都市再開発の方針の見直しについては、前回の第152回都市計画審議会でご報告したとおり、見直しを予定しております。

5ページをご覧ください。今回広域都市計画マスタープランを策定するに当たっての背景等についてご説明いたします。

これまで、千葉県の都市計画区域マスタープランは、おおむね市町村の単位ごとに指定している都市計画区域ごとに策定していましたが、県民の生活圏や経済活動の拡大への対応、自然災害の頻発化・激甚化など、県を取り巻く状況の変化に対応していくためには、広域的な視点に立って都市計画を推進していくことが必要になっているという状況を受け、市町村の枠を超えた広域的な枠組みとして広域都市圏を設定し、広域都市圏ごとにマスタープランを定め、都市づくりの方向性や方針を示すこととしました。

広域都市圏は、県内の土地利用の状況や将来見通し、地形などの自然条件、日常生活圏等を総合的に勘案し、県総合計画と同様に、県内を6圏域としました。船橋市については、東葛・湾岸広域都市圏に含まれております。

6ページをご覧ください。広域都市計画マスタープランの構成をご説明いたします。

広域都市計画マスタープランは、広域都市圏全体の都市づくりの目標を定める「広域パート」と、より地域に根差した視点で都市計画区域ごとの都市づくりの目標を定める「区域パート」で構成されます。

広域パートでは、対象の広域都市圏における都市づくりの基本理念や、都市計画の目標、区域区分の決定の方針を定め、その下にぶら下がる各都市計画区域のパートで、土地利用や都市施設の整備などの主要な都市計画の決定の方針を定めていきます。

具体的なイメージとしては、右側の模式図のように、東葛・湾岸広域都市圏の都市づくりの目標を踏まえ、東葛・湾岸広域都市圏に含まれる野田から八千代までの各都市計画区域の方針がぶら下がります。

7ページをご覧ください。東葛・湾岸広域都市圏に関する具体的な方向性の概要をご説明いたします。

本圏域は、人口密度が高く、鉄道網の発達により、主要駅周辺を中心に都市機能が集積した地域となっています。船橋市周辺を含む湾岸地域においては、総武線や京葉線沿線を

中心に商業が栄えるとともに、東京への通勤の利便性等から、人口の集積が進んでいます。しかしながら、既成市街地内では、低未利用地や既存ストックの有効活用、老朽化への対応など、課題もあるため、今後は土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図っていくことが必要となっています。

このような現状や見直しの基本方針を踏まえ、東葛・湾岸広域都市圏については、コンパクトで効率的な都市構造への転換を目指すに当たって、「鉄道各駅やバスターミナル周辺は地域拠点として都市機能を集積していくこと」、「国県道や拠点間を結ぶ都市計画道路の整備を推進していくこと」、頻発化・激甚化する自然災害への対応に当たっては、「北千葉道路の整備の促進、新湾岸道路の計画の具体化など、災害に強い道路ネットワークの整備を促進すること」などを主な目標としてまちづくりを進めていきたいと考えています。

8ページをご覧ください。社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興を進めるに当たっては、周辺との調和にも配慮しながら、「北千葉道路沿線等での拠点性の高さを生かした産業拠点の形成」や、「インターチェンジ周辺や幹線道路沿線等に新たな産業集積を推進」、自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備を進めるに当たっては、「江戸川、東京湾などの豊かな水辺空間や都市緑地等については、都市部のゆとりを与える資源として保全・活用」、「グリーンインフラの取組を進めるため、緑地の保全、都市公園の整備等を推進」を主な目標としてまちづくりを進めていきたいと考えています。

以上で広域パートについての説明は終了となります。

9ページをご覧ください。ここからは区域パートについてご説明いたします。

区域パートは、従来より本市部分として定められております「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と同一のものとなります。今回、千葉県により広域パートが追加され、広域都市計画マスタープランとして決定いたします。この方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを示し、市町村の都市計画マスタープランの上位概念となるものです。

10ページをご覧ください。区域パートの構成についてご説明いたします。

区域パートは、「都市計画の目標」「主要な都市計画の決定の方針」「方針付図」により構成され、都市計画区域におけるより具体的な都市計画に関する方針を記載しています。前回の審議会資料で、区域パートに記載されておりました区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針は、広域パートに記載されることになりました。新旧対照表では11ページに記載がありました。

続きまして、11ページをご覧ください。ここからは区域パートを構成する項目ごとにご説明いたします。新旧対照表では、5ページから8ページが該当いたします。

「都市計画の目標」のうち、「本区域の基本理念」については、船橋市総合計画における将来都市像、めざすまちの姿、都市計画マスタープランのまちづくりの目標を踏まえて

記載しております。

12ページをご覧ください。新旧対照表では、8ページから11ページが該当します。

「地域毎の市街地像」については、船橋市総合計画や船橋市都市計画マスタープランの記載を踏まえ、本区域を、南部、西部、中部、東部、北部の5つに分け、それぞれの特性に応じた市街地像を記載いたしました。

13ページをご覧ください。「主要な都市計画の決定の方針」については、見直しの観点・概要として、本ページに記載の内容などを踏まえた見直しを行っております。

14ページをご覧ください。新旧対照表では、13ページ、14ページが該当します。

「都市づくりの基本方針」については、千葉県が策定した「都市計画見直しの基本方針」に記載の都市計画見直しの基本的な考え方の4つの観点別に、地域の実情に応じて、必要な事項を記載しております。

1つ目の観点である「人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針」は、人口減少にも対応できる持続可能な都市経営・環境負荷の低減を目指し、公共交通等と連携したコンパクトな都市構造を構築する上での具体的な方針を記載しています。主な方針は記載のとおりとなります。

15ページをご覧ください。新旧対照表では14ページが該当します。

2つ目の観点である「社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針」は、広域幹線道路の整備進展等による社会インフラの整備効果の最大化を目指した産業の受け皿づくり等により、地域の振興を図る上での具体的な方針を記載しています。主な方針は記載のとおりとなります。

16ページをご覧ください。新旧対照表では、14ページ、15ページが該当します。

3つ目の観点である「頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針」は、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、災害に強い安全な都市づくりに向けた土地利用の規制・誘導や市街地整備を図る上での具体的な方針を記載しています。主な方針は記載のとおりとなっております。

17ページをご覧ください。新旧対照表では15ページが該当します。

4つ目の観点である「自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針」として、森林・農地・公園等は良好な自然環境や景観の形成のみならず、防災・減災、カーボンニュートラルの実現など、多面的な機能を有することから、その整備・保全と活用を図る上での具体的な方針を記載しています。主な方針は記載のとおりとなります。

18ページをご覧ください。新旧対照表では、15ページから24ページが該当します。

「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」については、変更案の概要として、商業地・住宅地・工業地等の主要な用途の配置、市街化区域内の農地の活用、都市内の健全な水循環の構築、インターチェンジ周辺、幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域等における産業系の土地利用の創出などの内容の更新を行いました。

19ページをご覧ください。新旧対照表では、24ページから31ページが該当します。

「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」については、変更案の概要として、道路や鉄道等の交通施設に関する方針について、事業進捗や関連計画との整合を図る、下水道や河川に関する方針について、公共下水道の事業進捗を踏まえ、引き続き汚水整備及び雨水整備を行うとともに、施設の地震対策や老朽化対策について進めるなどの内容の更新を行いました。

20ページをご覧ください。新旧対照表では、31ページから40ページが該当します。

「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」については、変更案の概要として、現在施行中の土地区画整理事業などの事業進捗状況などの内容の更新を行いました。また、「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」については、変更案の概要として、事業進捗や船橋市緑の基本計画との整合、三番瀬などの本市特有の自然的環境の保全などの内容の更新を行いました。

21ページをご覧ください。方針付図についてご説明いたします。なお、本スライドについては、一部内容に変更がありましたため、本日資料を追加で配付しております。資料に4-③「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、「3. 方針付図」と記載された資料をお配りしております。スクリーンまたは追加資料をご覧ください。

この方針付図は、主に本方針に記載の土地利用や都市計画道路などの方針について、図に落とし込んだものです。

これまでの案では、湾岸部に構想路線として新湾岸道路を示しておりましたが、新湾岸道路については、広域パートの東葛・湾岸広域都市圏構造図に示すこととなったため、方針図からは削除いたしました。なお、この方針付図については、現在、表現方法を調整中であり、今後若干変更となる可能性がありますが、おおむねこの内容で都市計画の手続を進める予定です。

22ページをご覧ください。前回の第152回都市計画審議会でいただいたご意見に対する考え方についてご説明いたします。

1段目のご意見について、「新旧対照表35ページのイ. 都市基幹公園は、アンデルセン公園や運動公園が想定されていると思うが、生物多様性の面も持っているのでそういう観点の記載を入れるべきであると思う」とのご意見をいただきました。こちらについては、ご意見を踏まえ、生物多様性の保全について、公園をはじめとした緑全般の機能として有していることを位置づけました。記載箇所は、新旧対照表32ページとなります。なお、個別の公園に対しての生物多様性の位置づけについては、個別計画の中で整理しています。

2段目のご意見について、「『都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準』が半減している。船橋市は都市公園の面積が少ないため、面積に算入する施設の種類を増やすなどして、目標水準を増やすよう努めてもよいのではないか」との意見をいただきました。こちらについては、前回の都市計画審議会において、現在船橋市が市民へ広く目標として示している都市公園法に基づき開設した都市公園の住民1人当たりの面積に整理した

とご説明したところですが、本意見を踏まえ、改めて検討し、現計画の考え方のとおり、都市公園のほかに、広場、公共的空地等の面積を含めた目標値を定めることとしました。記載箇所は新旧対照表33ページとなります。

最後に、23ページをご覧ください。今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日の報告後、都市計画の手続に入り、案の概要の縦覧、公聴会、案の縦覧、都市計画審議会への付議等を行い、都市計画決定の告示は令和8年夏頃を予定しております。

なお、広域都市計画マスターplanは、千葉県が都市計画決定を行うものとなりますので、最終的には千葉県の都市計画審議会に付議することになります。

報告1の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、何かご質問、ご意見等がございましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ、○○委員。

○委員

ご説明ありがとうございます。

広域パートの部分で3つ、区域パートについて3つ、お伺いしたいと思います。

まず広域パートのほうですが、三番瀬について、原案を見させていただきました、「三番瀬」という言葉が入っております。現状のところで、圏域全体では生活の潤いとなる自然として言及はされているんですけども、ただ、個別の記載のところに行きますと、東京湾でひとつくりにされていまして、三番瀬という直接的な記載はございません。

ページ数で申し上げたほうがいいですか。

○議長

はい。

○委員

縦の資料、「東葛・湾岸広域都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、千葉県の原案ですけれども、こここの5ページの真ん中ぐらいに「自然的環境に関しては」という一文がございます。ここに、「三番瀬を有する東京湾」と書かれております。ただ、後ろのほうで、自然的環境の保全に関する方針についてはどうなのかというところを見てみると、そこについては三番瀬についての言及がないという状況になっています。18ページです。

こういった具合で、全体のことを示すときには「三番瀬」と入るけれども、個別課題に

なると消えている。区域パートのほうには「三番瀬」の言葉が入っていて、明確に保全を図りますということが今回書かれているわけですけれども、広域パートにはどうして入れないのか。圏域全体を示すところでは三番瀬に言及しているけれども、個別的な保全の方針のところには記載がない。この理由について、千葉県に確認しているかどうかお伺いしたいと思います。それが広域パートの1つ目です。

それから、2つ目、広域パートにおいて、新湾岸道路、北千葉道路の整備を促進と、これは広域だけではありませんけれども、あちこちに出てまいります。これが非常に新しいところですし、広域化の大きな目的だと思います。ただ、これまででも、広域化のマスター プランなしでも、こういった道路の整備は行われてきたわけですけれども、なぜ広域化をあえてする必要があるのか。熊谷知事は障害が生じているからと答弁されていましたけれども、具体的にどういう障害があって広域化をやろうという話になったのか、確認されていたら伺いたいと思います。

広域パートの3つ目です。木下街道ですか成田街道もある意味広域的な道路でございます。木下街道は今年死亡事故もあったところで、地元の住民の方からは安全対策が強く求められております。しかし、それについては直接的な言及は一切ございませんでした。これについては、位置づける必要がないと船橋市は捉えているのかどうか伺います。

続いて、区域パートについてお伺いしたいと思います。

1つ目ですが、海老川沿いの水田の市街化リスクについてです。海老川上流地区開発をめぐっては、住民の皆さん大きな運動が船橋市ではこの間展開をされてきたところです。その大きな根拠とされていた、新旧対照表の23ページ、旧版のほうに載っていますけれども、「海老川沿いの水田は、これらの区域が市街化した場合、溢水や湛水の災害発生が予想され」、「これらの区域については、（中略）極力保全に努める」という記載がありましたけれども、これらが丸々今回削除されております。これについてはどうしてなのか、お伺いしたいと思います。

それから、2つ目は住宅です。新旧対照表の19ページ、20ページですけれども、「市街地における住宅建設の方針」も今回丸々削除されております。新規の公営住宅の供給という非常に理想的な記載についても全くなくなっているわけですが、逆に、この10年で住宅問題は深刻になっているのではないかというのが私の実感です。高齢者の方、生活保護利用者の方など、そうした方ほど今家が見つかりにくい。公営住宅の供給は喫緊の課題になっていると思いますが、あえて削除するというのは住民への大きなメッセージになります。これについてはどういうことから削除されたか、伺います。

区域パートの最後ですけれども、前回の委員会のご意見を受けて、都市公園の整備目標については高い目標を掲げると。これは私も賛成ですけれども、今年、2025年の実績はどうなっているのか、数字を伺いたいと思います。

以上です。

○議長

それでは、事務局、6点ございました。順次お答えいただければと思います。

○都市計画課長

最初に広域パートのところから、「現状と課題」のところには「三番瀬を有する東京湾」と書かれてあるが、後ろの「自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針」になると「東京湾」と書かれて三番瀬が抜けているということですが、課題のところでは枕言葉（具体例）として記しており、後半の方針のところでは「東京湾」に三番瀬は含まれていると考えております。

続きまして、2つ目、なぜ広域化するのかとのことです、千葉県の回答になりますけれども、県民の生活圏や経済圏の広域化、広域幹線道路の整備の進捗による土地利用における広域的な対応、また、自然災害の頻発化・激甚化に対応するための広域的な連携の必要性、そういったものを踏まえ、都市計画区域間の整合を図るため、今回、広域都市計画マスタープランを策定し、広域的な観点を入れたと聞いております。

続きまして、木下街道なども含めたほうがいいのではないかということですけれども、広域パートについては、広域的な視点で広域都市圏をまたがるような道路の整備方針を掲げています。広域パートの中で、「主要地方道船橋我孫子線」（船取線）などの代表例を示した上で、「等」という形で圏域内外を結ぶような幹線道路の整備を推進していくと位置づけておりますので、そういった道路も含まれていると考えております。広域パートの9ページになります。

○議長

まずは広域のところで、○○委員、いかがでございますか。

○委員

どうもありがとうございます。

三番瀬の保全について、課題については枕言葉であるということでございました。区域パートのほうで、しっかり三番瀬については保全・再生・利用を図っていくと書かれていますけれども、広域パートと区域パートに上下関係というものはないのかどうか、そこについて確認させていただきたいと思います。

それから、新湾岸道路や北千葉道路の件ですが、さっきお話しいただきました県民の生活圏の拡大以降のお話については、いろいろなところに書かれている一般的なお話にとどまっているものだと思います。具体的にそうした広域的な大きな道路を通すときにどういう障害があったのか、その辺りについて確認されているのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、木下街道については、9ページのところに含まれているということですけれども

ども、できれば区域パートのほうでも明記すべきではないかと思います。ご見解をお伺いします。

○議長

事務局、いかがでございますか。

○都市計画課係長

では、順にお答えいたします。

まず、広域パートと区域パートに上下関係があるかというご質問でございます。今、スライドにもお示しさせていただいておりますが、東葛・湾岸都市圏における基本的な方向性、大枠の方向性をまず広域パートで示して、より具体的な内容について、区域パートで示すというところでございますので、上下関係といいますよりは、大枠の考え方とそれに対応した具体的な方針を定めているという関係になるかと思います。

続きまして、新湾岸道路、北千葉道路などの広域道路に関する広域化での具体的な課題というご質問でございました。こちらは、先ほど都市計画課長からお答えしたとおりの再度の回答になってしまいますが、例えば、広域幹線道路の整備の進捗による土地利用における広域的な対応が考えられます。広域幹線道路ができたときに、沿線の土地利用について、ある市ではA、ある市ではB、ある市ではCといったような全くばらばらな土地利用がなされるというよりは、ある程度一定の方向性を持った中で、共通の考え方をまず示し、具体的な実情に応じてどういった方向性を定めるべきかというものをつくることが非常に重要ではないかというところで、千葉県でそういったものを作成したということになっているかと思います。

続きまして、木下街道等の記載についてですが、区域パートに入れたほうがよろしいというご質問でしょうか。

○委員

どこかに。

○都市計画課係長

区域パート、船橋市のパートになるのですが、お配りしております新旧対照表の27ページでございます。その中に、都市計画道路の名称でいくつか記載があり、「都市計画道路3・5・33号藤原町馬込町線」と書いておりますが、こちらはいわゆる木下街道のことでございます。国道296号線につきましては、都市計画道路でない道路の区間でございますので、こちらには記載はないですけれども、都市計画道路としてのこういった目標を書かせていただいているものもございます。

また、個別道路の整備を行っていくことにつきまして、個別の名称の記載はありません

が、区域パートの中でも多々記載をさせていただいているところでございます。例えば、「居住地域への通過車両の削減、歩行者の安全確保、交通の円滑化を図るため、区域内の拠点となる地区や新たな市街地などを結ぶ区域内の幹線道路網を形成する」といった位置づけをさせていただいておりますので、今ご意見をいただいた道路等につきましても、道路の整備を推進していくものと位置づけているところでございます。

○議長

よろしゅうございますか。

○委員

ご説明ありがとうございます。

最後のほうで、「3・5・33号線」と記載があるということですけれども、これから市民に縦覧をかけていって、意見書も募っていくわけですが、ほとんどの人は全く分からぬと思います。船橋の県道の問題というのは非常に大きいと思いますので、ぜひ問題意識まで書いていただければとご要望をいたします。

それから、三番瀬です。広域パートと区域パートについては、上下というより大枠の考え方と具体的な方針という形になっているということですが、これについては、ぜひ広域パートにもきちんと保全を明記することを千葉県に要望していただきたいと思います。お答えは求めません。

それから、大型道路の整備でございます。新湾岸道路と北千葉道路ですけれども、広域化して、現状でんばらばらな土地利用があるのかどうか分かりませんけれども、そういったことを防ぎたいということでございました。基本的に、こうした広域化のマスター プランというのは地方自治とはぶつかるものだと思います。将来的に中の自治体で大型道路の整備に反対という首長が現れたときに、マスター プランは大きな圧力になるのではないかと思いますけれども、この点についてはどういうふうに考えられているのか、伺います。

○議長

まず、事務局に問う前ですけれども、市川市の都市計画審議会にも私は関わっておりまして、その中で出てきた案件でございますが、市川市についても、北千葉道路が外環から直結すると。その地域は、梨園を含めた農園、こういった優良農地を有している。反面、松戸市側は居住地域としての住居地域が点在している。そういった中では、自治体のそれぞれの思いの中で、土地の利用の仕方の考え方方が異なっている。そういう面では、道路整備がインパクトとして入ってきたときに、どういう形で調整を図って進めていくか。そのために、広域の都市圏という一つの枠組みの中で、それぞれ担当部署の中でどういう運用を検討していくのか協議を進めましょうと、そういう中の一つの形にも表れてきていま

す。それが、この船橋、あるいは鎌ヶ谷、そういったところに活きてくる。そういった位置づけの中で、連携機能を上位の大きな枠組みの中で位置づけてあげるほうが、自治体としてはやりやすい。そういった方向性が一つあるのかなと思います。

事務局、何か補足等でございますか。

○都市計画課長

補足はありません。

○議長

よろしいですか。

それでは、今お話があったところ、県への要望と、三番瀬というところもございましたが、こちらにつきましては要望ということですので、受け止めさせていただければと思います。

それでは、区域のほうで3点ございました。海老川の市街化リスクの話と住宅の供給の話、3点目が都市公園の現状、現在地といったところでございます。

事務局、いかがでございましょうか。

○都市計画課長

区域パートの質問ということで、最初に「海老川沿いの水田は」という箇所が削除されたのはなぜかこちらについては、災害防止のための市街化の抑制について、海老川沿いに限定するものではなく、市街化調整区域全域において、建築物の損壊や住民の生命・財産に著しい危害が生じるおそれがある区域について、開発の制限をかける必要があるものとして記載させていただいております。

2つ目の新旧対照表19、20ページの「市街地における住宅建設の方針」が削除されているというところですけれども、こちらについては、国の都市計画運用指針の改定により、都市計画区域マスタープランに定める項目から「市街地における住宅建設の方針」が削除されたことから、区域パートから当該方針の記載を削除したところであります。

最後、我々が把握しているのは、新旧対照表の33ページに記載しております令和2年度の実績、一人当たり7.6平方メートルになります。2025年、今年度の実績に関する資料がありませんので把握できておりません。申し訳ありません。

○委員

ありがとうございます。

最後のほうからですが、この前の都市計画審議会の資料を見させていただいたんですけれども、船橋市がホームページで公表している一人当たりの都市公園面積と同じ数字が入っていましたので、そのときは実績を書かれていたんだと思います。かなり乖離があるわ

けで、市民の方がこれを見たときに、正確な把握が難しいのではないかと思うんですね。実績も一緒に書くべきではないかと思います。

それから、目標を高く掲げたものの、残念ながらなかなか増えてきていないというのが実態でございます。この10年間の検証は行われているのでしょうか。それが都市公園面積の件です。

続いて海老川沿いの水田の件ですが、今回、海老川沿いに限定しないことにしたというお話をございました。しかし、この間船橋市で行われました浸水シミュレーションにおいても、海老川上流地区での区画整理の周辺市街地では浸水深が増していくという結果が出ております。ですから、これをあえて消すというのは、貴重な記載をなかつたことにしてしまうということで、かなり危ないのでないかと思いますけれども、この点についてはどういったご見解をお持ちでしょうか。

それから、住宅ですけれども、指針から住宅の供給についての記載がなくなったので消されたということでございます。ただ、消さなければいけないという法的な義務はあるのでしょうか。そもそも船橋市における住宅のニーズについて、調査や検証はされているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長

いかがでございますか。

○都市計画課係長

では、3点お答えいたします。

順番に、まず公園でございますけれども、以前は一人当たりの都市公園の面積の数値であったものが、今回違う数字が出てきたので分かりづらいのではないかというご質問でございました。こちらは、先ほどの説明の中でもお話をさせていただきましたとおり、もともと「旧」に書かれているものは、都市公園のほかに、広場ですとか公共的な空地などを入れまして、整開保の中で「都市公園等の施設として整備すべき緑地」というものを定めさせていただいていました。

前回、我々のほうから、これを都市公園の面積のみに整理するという話をしたのですが、ご意見をいただき再検討しまして、従前と同じ考え方、都市公園のほかに広場や公共的な空地などを入れたものを目標水準として定めていくというところで、今回案としてお示しさせていただいております

検証ができているかというところにつきましては、担当部署が本日おりませんので、具体的な部分については把握しておりませんけれども、現在の数値や今後の目標等を踏まえて、この表に書かれている「7. 6」「8. 0」「9. 8」という数字を掲げていると聞いております。

続きまして、海老川に関する溢水・湛水の記載が消えたというところについて、こちら

は消すべきではないのではないかというご質問でございます。申し訳ございません、こちらも繰り返しになるのですが、災害防止のための市街化の抑制につきましては、海老川沿いに限定するものではなく、市街化調整区域全域において、「建築物の損壊や住民の生命・財産に著しい危害が生じるおそれがある区域について、開発行為の制限を図る」ということで、市街化調整区域全体について方針を書くべきだということで、今回記載内容をこのような形にさせていただいているというところでございます。

3点目、住宅に関する方針に関しましては、こちらも繰り返しになるのですが、国の運用指針の改定でこちらの記載をやめたということで、全県的な方針で、区域パートの記載から削除されているものでございます。法的な義務につきましては確認はしていないのですが、全県的な方針の中で、船橋市としてもこちらは消しています。千葉県のほうからは、確かに記載は消えているのですが、個別計画、例えば千葉県でいいますと、千葉県住生活基本計画でしっかりと対応していくと聞いているところでございます。

○議長

よろしくございますか。

○委員

では、一言だけ。

ご説明ありがとうございます。最後の住宅のところですけれども、全県的に住宅の供給については削ることが方針だったということで、法的な義務があるかどうかは確認はされていないということでしたけれども、普通に考えればガイドラインに法的義務というのではないとは思います。ここから削除しても、別の部署のほうでやりますということですけれども、まちづくりとは切っても切り離せないですから、非常に大きなものだと思います。これについては問題だということは指摘いたします。

それから、都市公園用地の目標水準ですけれども、できれば実績がどうであったのかというのを答えられるようにしておいていただきたかったなと思います。目標水準だけを見ても、なかなか判断がつかないなというのが実感でございます。

それから、最後、海老川上流地区ですけれども、災害防除は全域において必要だということですけれども、であれば、どうして10年前にこれが書いて書かれていたのかということだと思います。今、海老川調節池を千葉県がつくろうとは思っているけれども、完成の見通しはないというのが実態だと思いますので、これについては非常に問題だということは指摘いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

特に公園に関しては、数値をプラスで上げていくといったところ、これは度胸が要る数値だなと私は思います。というのは、この近辺の人口の状態から見ると、船橋市はまだ人口が増えるんですね。増える見込みからしたときに、高い目標を出すことは、事務局は相当な覚悟を持って数字を出したなと私は思います。そういった中で、現状レベルとマッチングしているかどうかといった確認はその都度その都度やっていく必要があるとは思いますが、その辺の思い、隠れている状況も本当は市民に伝えたいよねという思いが私なんかは個人的にはありますけれども、現状どういったレベルにあって、将来、10年後にどういう船橋市の姿に変わるのか、そこをイメージできるような形を軟らかく表現していくようなスタンスをぜひ事務局のほうでも考えていただけるとありがたいなと思います。

それでは、そのほか、いかがでございますか。

お手が挙がりました。○○委員、どうぞ。

○委員

私が住んでいるのは、議題の第1にありました例の公園のところ、高野台と申します。隣に木下街道が通っております。この木下街道は、昔、別名で「鮮魚（なま）街道」といいました。利根川の木下で上がった海産物を、この街道を通って、行徳、そして江戸へ運んだんです。江戸の生活に非常に重要な街道でした。

物流というのは、やはり血液と同じで流れです。私が住んでいるのは新京成の北側ですので、生活圏はもはや北総線です。僕は、北総線と北千葉道路がこれから10年先にどうなっていくのだろうととても気になっています。もしかしたら、極めて重要な、日本全体についても重要な大きな血管、動脈の意味を持つというふうに実は感じています。それは住んでいるせいもあります。

今、市川は、外環から湾岸にトンネルを掘って抜けました。車がどんどん抜けていきます。市民たちと大きな不調はありません。千葉市も、16号線から出たところの穴川から湾岸まで地下を抜けました。大規模なことをしないと、こういう解決は難しい。つまり、船橋の決意と考えています。これは船橋だけでできる問題ではないので、県が頑張るとか、国が頑張ってくれないとできないことですけれども、船橋の10年後のことを考えた場合に、船橋市の北部には、北総線、北千葉が通っております。これは同じ市内に通っています。ということは、これをうまく湾岸とつなげることができるならば、全く違ったというか、面白い展開ができるのではないかと市民としては考えます。

今、小室から夏見にかけてくる道路がありますけれども、三咲ぐらいまでは、混むところはありますけれども、何とかなります。ただ、その先は、金杉含めて大渋滞です。ここをどうするかという問題は、本当は船橋にとって一番大きな問題なのではないかということで、見ると、かなり昔のこの会議でも議題になっていたように思います。

その辺のことも含めて、大きなことをできないからこそ、市も大事ですが、全体の中で見ていくことがとても大事だと思いますし、特にこのマスタープランの広域パートの中の

9ページにありますように、東葛・湾岸広域都市圏マスタープランがありますが、本当は、プラス印旛広域都市圏の部分が合体しないと、正直言って、これはうまくないのではないかと僕は思います。

こんなふうに単体で見ても分からぬのですが、今や、この北総線沿線の開発の状況はものすごいです。成田から東京まで、スカイライナーは僅か34分で行ってしまいます。外環がつながって、成田がつながったときにどうなりますか。すごく気になります。

それも含めて、こういうことを千葉県と船橋市と、それぞれあるでしょうけれども、解決できないということはないと思っていますので、うまくできたときに、広域はみんながよくなれば船橋市もよくなると思いますし、船橋市がよくならなかつたら周りもよくならないと考えます。

○議長

ご意見という形でよろしゅうございますね。

○委員

はい。

○議長

そのほか、いかがでございましょうか。

○委員

海老川上流域のことできちんとお聞きしたいのですけれども、以前、海老川上流域の開発については、米ヶ崎、高根地区が区画整理の対象になって、夏見地区はそこから外れて市街化調整区域のままだということで、夏見地区については、道路の負担だとか公園の負担がないことから、市街化調整区域であっても地区計画を策定していくよというアナウンスがあったかと思いますけれども、それがトーンダウンしてしまっています。さらに、23ページを見ると、「市街化調整区域の土地利用の方針」というところでは、海老川の場所が割愛されてしまっています。

当初、区画整理をやるときに発しておられた夏見地区についての地区計画の策定という言葉がどこにも見当たらないのですけれども、これについてはどういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長

事務局、いかがでございますか。

○都市計画課長補佐

海老川上流地区土地区画整理事業施行区域の西側にあたる夏見地域について、地区計画の策定について地権者とともに勉強会をしておりましたが、船橋市全体として、市街化調整区域をどう考えるかという方針をまず検討する必要があると千葉県より話がありました。現時点では、船橋市全体の市街化調整区域の在り方検討が進んでおりませんので、すぐに地区計画の策定という状況にはありませんが、今後検討が進んだ際には、夏見を含む個別地域における市街化調整区域の地区計画策定についても検討していくことができると考えているところでございます。

○議長

いかがでございましょうか。

○委員

あまり納得はできないのですが、上流区域の区画整理をやるときに、それを刀にしてご説得に回っていらっしゃったのに、それをやらないというのはどういうものなのかなという感じはします。

ただ、それについて四の五の言いたいということではなくて、やはり区画整理と区画整理をしない地域とその区分をきっちり分けたのであれば、それはそれで応分の、足かせをする必要はないと思いますけれども、区画整理で面積が減歩される農家の方たちと、減歩されないでただ単に建物を建てることができてしまう地域が分かれてしまっているということについて、考えていかなければいけないのではないかという気がしています。

ですから、参考意見として、「今後、市街化調整区域であっても、地区計画等を考えて、良好な市街地をつくっていく」というような言葉をどこかに盛り込んでいただければ、溜飲は下がるかなというところだと思っていただければと思います。

○議長

要望というよりも、かなり意見という形で、お答えをいただければというところでございますが、事務局として、今のご意見があったことは受け止めていただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。

そのほか。○○委員、どうぞ。

○委員

○○です。広域パートに関しては、今回初めてお聞きしたような気がするのですが、ここはまだ県と検討の余地がある部分として伺っておけばよろしいでしょうか。前提を聞きたいのですが。

○議長

ここから意見を申立てできるのかどうかを含めてといったところかと思いますが。

○都市計画課係長

こちらにつきましては、千葉県としてはこの方向で進めていきたいというところで、原案という形でいただいたものを本日ご報告させていただいている状況でございます。

○委員

この中でも、今、県と検討してほしいという意見がいくつか出たと思うので、ぜひもう一度県のほうと検討したほうがいいと思います。

さらに、私がちょっと気になっているのは、「自然災害の頻発化・激甚化」というのが何回かキーワードとして出てきます。広域連携の話をしているのだなと思いつつ、実際にどういう施策を取るのかと言ったら、道路ネットワークと河川の治水だと。それしかないのかみたいな話で、この東葛・湾岸広域都市圏は千葉を含めて12市あると思うのですが、この12市がお互い連携すれば、千葉県の中でかなり防災に関するたくましい力が発揮できるのではないか。例えば、八千代には防災道の駅もありますし、こちら側のほうが、千葉県全体の中では人口も多いし、力を持っているところですから、こちらのほうでリードしていきたいから、いろいろな防災のことも考えさせてくれとか、千葉県にそこまで言わないと、お互いの信頼関係の中で広域ネットワークをつくりますよみたいな話をしているのに、一方的に押しつけられてそれで終わりというのは、言い過ぎかもしれませんけれども、いかがなものかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○議長

原案ということでというお話でございましたけれども、意見が出たので、やはりそれをちゃんと伝えていただくことがまず第一ではないかといったところも含めてございますが、事務局、いかがでございますか。

○都市計画課係長

県とは今も協議をしておりますので、ご意見を伝えさせていただいて、これから手続に入るまでの間でもいろいろ協議をさせていただければと思います。

○委員

結構です。

○議長

ありがとうございます。

そうしたらもっと言いたいぞという人がいるかもしれません、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

どうぞ。

○委員

資料の22ページで、前回意見を出させていただきましたけれども、対応していただきましてありがとうございました。必ずしも十分ではないところはあるかもしれませんけれども、先ほど会長さんもおっしゃったように、意気込みは伝わってくるのかなと思います。公園の一人当たりの面積のところでございます。

そういう中で、ちょっと気になった部分がございます。新旧対照表の14ページ、「③都市の防災及び減災に関する方針」が、「頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針」に変わっております。これは、広域パートのほうでもそういう書き方になっております。そうしたときに、記載はされていますけれども、大規模な震災での対応のところがちょっとトーンダウンしてしまったのではないかという気がします。例えば、14ページの旧のところの「災害時に避難場所となり火災時の延焼を防ぐ公園や広場等のオープンスペースの確保」という記述はなくなっています。先ほどの生産緑地の話にしてもそうですけれども、船橋市では、これからこういった防災空間を確保するというのは非常に大事だと思います。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、熊本の地震があったときも、多くの人が公園に避難しています。揺れがありにも大きくて家の中にはいられないということで、オープンスペースに避難されています。そういった視点というのは、これからまちづくりの中でもやはり不可欠な部分だと思っております。ですので、そういう観点は、新しい整備の中でもきちんと記載はしておいたほうがいいのではないかという意見でございます。

○議長

ご意見という形でございますが、事務局、いかがでございますか。

○都市計画課係長

ご意見ありがとうございます。

記載場所が別にはなってしまいますけれども、新旧対照表の36ページ、「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」の中の公園に関するところの「c 防災系統」というところに、防災の機能として、様々な施策や施設を整備していくという記載をさせていただいております。「防災活動の拠点となる防災機能の高い公園を適切に配置する」、「市街化区域内に多く指定された生産緑地、歩いて行ける身近な公園等により、体系的に空地の確保を図る」ということで、前段の部分での記載というところで記載の整理はしたところであり、今、委員からお話をございました考え方につきましては、この整

開保の中に位置づけているというふうに我々は理解しておりそういった意識を持って計画をつくっていきたいと考えております。

○議長

はい、どうぞ。

○委員

それはそれで結構なことではあります。「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」の中で記載をしていただくのは、それはそれでよいことだと思います。

私が申し上げたのは、都市づくりの基本方針というところで、今申し上げた震災・火災時の避難地の整備というのは、やはりおろそかにはしておかないとほうがいいのではないかということでございます。変更がもし可能であれば、ちょっとご検討いただければと思います。

○議長

事務局、いかがでござりますか。

○都市計画課長

ご意見として検討させていただければと思います。

○議長

この辺の防災のところは、いろいろな自治体さんでも入れるところを悩まれるところかなと思います。特に、医療体制で見たときには、千葉県の南部に行くと、拠点病院を他市に依存しなければいけないとか、そういったところだと、他市連携のネットワークを組む必要性がある。中核都市とか中枢都市とかそれぐらいの位置づけになるような自治体さんだと、自前で何とかなるよねと。そうすると、そのときに、それぞれの自治体の中でどういう運用をすべきかというところをさらに強く書くべきだという自治体さんもあります。

そういった位置づけの中で、防災を今の都市の整備の観点から進めていくのか、あるいは、自然的な土地利用の配置の中から議論していくのか、位置づけの優先順位といいますか、その辺をぜひ考えていただきたい。特に、国土強靭化計画を自治体さんは全部持っていて、しなやかにというアプローチはできているのですが、それを常に確認しながら進んでいく事項になってくるので、それがこの船橋で今どのレベルにあるのか、そのときに必要な最低要素の公園の位置づけとかオープンスペースの位置づけがどういう状況かといったところから、都市的なまちづくりのほうに優先して入れるべきなのか、都市的配置の中に入れるべきなのか、そういったところも併せて検討していただけするとありがたいかなと思います。

追加で私のほうから話をさせていただきました。
そのほか、いかがでございましょう。はい、どうぞ。

○委員

葛南土木事務所の○○と言います。私のほうから、2点意見を言わせていただければと思います。

A4横の説明資料の18ページの下のほうの「都市内の水循環に関する方針について更新」の中で、「健全な水循環の構築を図るため」云々という記載がございます。また、新旧対照表のほうでも、22ページの真ん中よりちょっと上ぐらいでしょうか、「都市内の健全な水循環の構築」と。「構築」という言葉が何となく違和感を感じるのかなということをございます。

海老川流域については、平成10年から「水循環再生構想」ということでいろいろな取組をやっており、ある程度水質もよくなっているという状況の中で、「構築」というよりは、「維持」とか「回復」とか、そういう言葉のほうがしっくりくるのかなと。「健全化」とか、もろに「再生」でもいいんですけども、そういう言葉のほうがよろしいのではないかという意見でございます。それが1点目です。

もう1点は、新旧対照表の15ページの上のほう、「流域治水の推進に努める」というところでございます。これは県の広域パートのほうにも書かれているということで、整合されているのですが、一方で、28ページでは、下のほうの河川のところで、「近年、気候変動の影響により（中略）総合的な治水対策を積極的に推進する」という記載になっています。これは整合させたほうがいいのかなとも思いますし、ある程度「流域治水」と「総合的な治水対策」を使い分けされているのかなと。そこら辺は、整合させるのであれば「流域治水」でもいいのかなと思いますし、ご検討をしていただければありがたいと思っています。

○議長

事務局、いかがでございましょう。言葉の使い方を含めて。

○都市計画課係長

こちらは改めて検討させていただきます。

○議長

そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。
それでは、こちらの報告事項は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

審議並びに報告は以上でございます。

傍聴人の方、以上で議題は終了いたしましたので、退席をいただければと思います。どうもありがとうございました。

(傍聴人退室)

6. 閉　　会

○議長

その他になりますが、委員の皆様方から何か情報提供とかはございますか。よろしいですか。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。本日はありがとうございました。

事務局から、委員の皆様の任期と来期以降についてご案内いたします。現在の委員の皆様の任期は、令和8年3月31日でございます。その日をもって満了となります。この同じメンバーでご審議をいただくのは、本日が最後の審議会となりました。この場をお借りしまして、改めて皆様に御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後、再任であったり、所属団体等を通じた推薦などを依頼させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、駐車券のご案内です。お車でお越しで駐車券をお持ちの方は、黄色い駐車券にスタンプを押させていただきます。外の廊下の長机があるところに事務局の職員がおりますので、お申しつけいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

事務局のただいまの説明に何かご質問等はよろしいですか。

今日は一号委員の方が新規といったところでございますが、これでまた来年度という形で、メンバーが再任されるかもしれませんし、また新たにお会いするかもしれません、お会いしましたときにはまたぜひよろしくお願いいいたしますという形で、今日の153回の都計審は終了したいと思います。どうもありがとうございました。